

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年2月10日（月）午前8時55分～午前9時35分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長
- 幹 事
- 4 欠席者 政策室長
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「令和2年狛江市議会第1回定例会提出予定議案（追加）について」の説明をお願いします。

部 長                      まず、当初提出予定議案です。1「狛江市高齢者住宅管理条例の一部を改正する条例」は、民法の一部を改正する法律の施行により、明渡し請求を受けた者から徴収する債権の利息割合を改めるための一部改正を行うものです。

                                    2「東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約」、3「東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約」及び4「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約」は、構成団体の変更を行うものです。

                                    5「狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので、初日での審議をお願いします。

                                    次に、追加提出予定議案です。「平成31年度狛江市一般会計補正予算（第9号）」は、現在、学校の改修等に係る事業について、国の補正予算への対応として、平成31年度に補助申請を行っており、補助が採択され次第追加提出する予定です。

市 長                      本件について、質問等ありますか。

部 長                      2月12日開催の会派代表者会議では、当初提出予定議案の5件についても説明するという事によろしいですか。

部 長                      そのとおりです。

市 長                      他に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画（案）について」の説明をお願いします。

部 長                      本計画（案）は、構成市のパブリックコメントの実施結果及び策定検討委

員会において委員からいただいた意見を反映させたものです。

素案からの変更点は、パブリックコメント及び策定委員会においていただいた意見を踏まえて記載内容等を整理したものです。

各部で確認いただき、意見等ある場合は2月14日正午までに地域福祉課へ連絡をお願いします。

今後のスケジュールについて、庁議での了承後、構成市から出た意見を5市協議の上、計画に反映させ、基本計画として確定します。なお、構成市からの意見を基本計画に反映させた場合、改めて庁議で報告します。

また、3月6日から印刷・製本を行い、3月下旬には冊子が各市に納品される予定です。

市長 特に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項3「狛江市国民健康保険データヘルス計画（平成31年度一部修正）（案）について」の説明をお願いします。

部長 2月4日の庁議後に各部から意見をいただきましたが、内容を変更するような意見はなく、文言修正のみを行っています。

なお、本件は次回の社会常任委員会協議会で報告する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項4「狛江市国民健康保険財政健全化計画（赤字削減・解消計画）（案）について」の説明をお願いします。

部長 2月4日の庁議後に各部から意見をいただきましたが、内容を変更するような意見はなく、文言修正のみを行っています。

なお、計画名について、前回の庁議では国保財政健全化計画となっていたが、「国保」の部分を「国民健康保険」に改めました。

なお、本件は次回の社会常任委員会協議会で報告する予定です。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。  
次に報告事項1「市民センターに関する市民アンケートの実施について」を報告してください。

部長 市民センターについて、今後どういった改修規模や改修方法が良いか等を検討していく上で、普段市民センターを利用している方だけではなく、利用されていない方も含めて広く意見を伺うため、市民アンケートを実施します。

アンケートの内容については、市民センターを考える市民の会との調整を経てまとめたものとなっています。

アンケートの送付対象は、満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2,500人です。

まず、調査票の1ページは、回答者の属性と市民センター等の利用状況を伺う設問としています。

2 ページは、中央公民館に対する考えを伺うとともに、その理由を伺う設問としています。

3 ページは中央図書館に対する設問としています。

4 ページは、市民センター増改築等調査委託調査報告書の5案に加え、老朽化対応、市民の会の提案する CLT 木造縦増築案を加えた7つから選択していただく設問としています。

5 ページは、市民の会の提案する CLT 木造縦増築案に対し、追加費用をかけて調査をすべきかどうかを伺う設問、公民館・図書館が同一の施設にまわっていた方が良いかを伺う設問としています。

最後に、6 ページに自由記述欄を設けています。

なお、本調査票に加え、資料1「市民センター増改築等調査委託 調査報告書（抜粋）」及び資料2「市民センターを考える市民の会からの資料」を参考資料として同封します。

アンケートの送付日は2月21日頃、締切日を3月13日頃に設定する予定です。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「派遣職員の募集について」を報告してください。

部長 平成31年度に引き続き、令和2年度も東京都総務局行政部市町村課に1年間、1人の派遣研修を行います。対象は一般事務の主任又は主事の職員で、令和2年3月31日現在、勤続3年以上、概ね33歳までの職員としています。

希望する職員は、2月18日までに各所属部長を通じて職員課に申込みを行うこととし、複数の応募があった際は、所属課長の意見を参考にし、職員課で選考します。

庁議後に事務連絡を発出するため、職員への周知をお願いします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「水道局狛江住宅横公園（仮称）整備計画について」を報告してください。

部長 本計画は、平成27年度に締結した東京都水道局狛江住宅建築に係る公園の取扱いに関する覚書に基づき、東京都が所有する水道局敷地内の約720㎡の土地について、東京都が公園整備を行い、狛江市が整備後の維持管理を行うものです。整備に当たり、多摩川方面からもアクセスができるよう、斜面の一部を国から占用した上で階段を設置する予定です。また、夜間には、東京都からの要望により施錠閉鎖する予定です。

今後の予定について、令和2年の秋以降に東京都が工事を着工し、必要な手続きを経て年度内に開園する予定です。

なお、本計画に関する近隣住民への説明会を、2月19日午後7時及び22日午前10時から市と東京都の合同で実施します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「『緑確保の総合的な方針』改定について」を報告してください。

部長 本方針は、東京都及び区市町村において平成22年5月に策定し、都市の中で減少傾向にある緑の課題に対して計画的に対応してきました。現在、「未来の東京」戦略ビジョンの策定や事業進捗等を踏まえ、緑あふれる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき民有地の既存の緑の保全を推進するため、改定を検討しています。

今回の改定では、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保するため、今後10年間に確保することが望ましい緑を公表し、併せて、まちづくりで創出する緑や先導的に取り組む緑施策を掲示しています。

本改定案について、2月13日から3月19日まで東京都と連携してパブリックコメントを実施します。

なお、本件は他自治体と公表のタイミングを揃える必要があるため、2月12日までの時限秘とします。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項5「『都市計画公園・緑地の整備方針』改定案について」を報告してください。

部長 本方針は、東京都及び区市町において平成18年3月に策定し、23年12月に改定され、都市計画公園や緑地の事業化が進められてきました。現在、「未来の東京」戦略ビジョンの策定や事業進捗等を踏まえ、新たな優先整備区域を設定し、都市計画公園・緑地の整備を促進するため、改定を検討しています。

今回の改定案では、狛江市の優先整備区域として、駒井公園、白井塚公園、土屋塚公園、亀塚公園及び猪方小川塚公園を指定しています。

本改定案について、2月13日から3月19日まで東京都と連携してパブリックコメントを実施します。

なお、本件は他自治体と公表のタイミングを揃える必要があるため、2月12日までの時限秘とします。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 多摩川緊急治水対策プロジェクトについてです。

令和元年台風第19号において、甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の取組として、関係機関が連携して本プロジェクトをとりまとめ、国の補正予算成立を受け、1月31日に報道発表されました。

本プロジェクトの内容については、①河川における対策、②流域における対策、③ソフト施策の3本柱で対策を進めていくこととしており、①河川における対策では、河道の土砂掘削、樹木伐採による水位低減として約200万

m<sup>3</sup>の河道掘削等、②流域における対策では、下水道樋管等のゲート自動化・遠隔化等、③ソフト施策では、自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等の取組を進めていきます。

対策範囲の図では、下流の大田区から順次河道掘削、樹木伐採を進めていくこと、無堤部である世田谷区玉川地区の堤防整備を行うこと、大丸用水堰の改築を行うこと等が記載されています。

参考資料①はプロジェクトの一覧表となっており、当面の対策として概ね5年間に実施するものが、3本柱の対策毎に記載されています。

狛江市が行う水位計・監視カメラの整備、可搬式ポンプの配備、ゲートの遠隔化は2本目の柱である流域における対策に含まれています。

参考資料②には、令和元年台風第19号の概要や3本柱の対策毎のイメージ図が記載されています。

市では、2月4日に京浜河川事務所を訪問し、本プロジェクトに係る狛江市内の対策について伺ってきました。河道掘削は下流の大田区から概ね5年をかけて順次実施すること、堤防の嵩上げ、天端舗装等の堤防整備は市内の約1,100m区間を次期出水期明けに実施予定であり、既に測量を終え設計段階にあること、狛江高校前の堤防法崩れの対策も次期出水期明けに実施予定であること、その他、維持工事の範疇であればスポット的な対応の可能性があること等を確認しました。

今後、京浜河川事務所と一層の連携を図り、本プロジェクトを推進していきます。

市長 令和2年度に最も影響が懸念されるのは狛江古代カップ多摩川いかだレースです。五本松周辺は平成31年度中にごみが撤去される予定ですが、レースの実施に当たって河道の確認やゴール地点のグラウンドの整備も必要であるため、今後も京浜河川事務所と調整し、必要があれば要望していきたいと思えます。

現在の河川敷の流木の状況を教えてください。

部長 ドッグランの場所にあった流木は撤去済みで、今後イベントが行われる場所に倒木がある場合、京浜河川事務所に撤去を要望する予定です。

市長 天端の舗装等、令和3年までかなり大掛かりな工事になると予想されるため、重機等工事車両が入る場合は注意喚起をお願いします。

市長 その他何かありますか。

部長 令和元年台風第19号被災者支援制度の申請期限についてです。

令和元年台風第19号により被災された方々に対する支援制度のうち、まちづくり推進課が所管する住宅の応急修理制度及び安心安全課が所管する災害特例見舞金制度については、申請期限を令和2年3月31日とします。

周知については、広報こまえ、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、安心安全通信等で行います。

市 長            その他何かありますか。

部 長            新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者電話相談センターの設置についてです。

東京都から2月7日夕刻に情報提供があり、感染した疑いのある方からの相談に対応するため、都内各保健所等に帰国者・接触者電話相談センターを設置したということです。当センターでは、発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある方からの相談を受け付けます。

市では、平日の日中は管轄の多摩府中保健所で、夜間・土日・祝日は合同電話相談センターで相談を受け付けることとしています。なお、中国湖北省への渡航歴のない方については、従来どおり一般相談窓口へ連絡いただくこととなります。

市 長            他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、2月18日午前9時から開催します。